

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	県営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、県営住宅管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務におけるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じている。
・当該システムの保守等を外部事業者に委託する際、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報保護のための措置を講じること等を義務付けている。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和5年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅管理事務
②事務の概要	<p>【概要】 公営住宅法に基づき公営住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する。</p> <p>【具体的内容】 特定個人情報ファイルは以下の事務で利用する。 ① 収入申告の受理、審査又は応答に関する事務 ② 家賃等の減免申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③ 敷金の徴収に関する事務 ④ 家賃等の徴収猶予申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑤ 入居申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ⑥ 同居若しくは入居承継の承認申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦ 高額所得者又は不正入居者に対する住宅明渡し請求に関する事務 ⑧ 高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨ 高額所得者に対する住宅明渡し期限の延長に関する事務 ⑩ 収入超過者に対する住宅のあっせんに関する事務 ⑪ 収入状況の報告の請求に関する事務</p>
③システムの名称	県営住宅管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅管理関係システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号 別表第二 特定個人情報の照会 31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の照会 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部建築課住宅政策室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土木部建築課住宅政策室 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-3735
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土木部建築課住宅政策室 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-3735

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項	・番号法第9条第1項 別表第一 19の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条	・番号法第19条第1項第7号 別表第二 特定個人情報の照会 31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の照会第22条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	5.評価実施期間における担当部署-①部署	鹿児島県土木部建築課住宅政策室	土木部建築課住宅政策室	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	6.評価実施期間における担当部署-②所属長	住宅政策室長 山口 陽	住宅政策室長 松尾 浩一	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	鹿児島県土木部建築課住宅政策室 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-3735	土木部建築課住宅政策室 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-3735	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鹿児島県土木部建築課住宅政策室 〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-3735	土木部建築課住宅政策室 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 099-286-3735	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	IIしきい値判断項目(時点)	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	5.評価実施期間における担当部署-②所属長	住宅政策室長 松尾 浩一	住宅政策室長 福永 貴幸	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	県営住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	県営住宅管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	IIしきい値判断項目(時点)	平成28年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	IIしきい値判断項目-2.取扱者数	500人以上	500人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目(時点)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	5.評価実施期間における担当部署-②所属長の役職名	住宅政策室長 松尾 浩一	室長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目(時点)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IVリスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目(時点)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	IIしきい値判断項目(時点)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	3.個人番号の利用	・番号法第19条第1項第7号 別表第二 特定個人情報の照会 31の項	・番号法第19条第1項第8号 別表第二 特定個人情報の照会 31の項	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	IIしきい値判断項目(時点)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月14日	IIしきい値判断項目(時点)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)